

平成 29 年 11 月 2 日

消費者被害防止ネットワーク東海と株式会社ワールドワークスとの
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、フィットネスクラブであるパシフィックスポーツクラブ及びPACIFIT（以下これらを総称して「本件クラブ」という。）を運営する株式会社ワールドワークス（以下「ワールドワークス」という。）に対し、ワールドワークスと消費者（本件クラブの会員）（以下「会員」という。）との間で消費者が本件クラブを利用する際に使用される「パシフィックスポーツクラブ会員規約」及び「PACIFIT会員規約」について、以下の契約条項の変更等を申し入れた事案である。

なお、当該両規約に各々規定される当該契約条項の内容はその趣旨及び概要において同一である。

(契約条項の概要及び変更を申し入れた内容)

- ① 会員がワールドワークスに対して支払った入会金等について、ワールドワークスは理由を問わず返還しない旨を定める契約条項が、ワールドワークスの責めに帰すべき事由により会員が退会せざるを得なくなる場合であっても会員の支払った入会金等を一切返還しない旨を定めているのであれば、消費者契約法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとしてその変更
- ② 本件クラブの館内において盗難が発生した場合に会員が受けた損害についてワールドワークスが損害賠償責任を負わない旨を定める契約条項が、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する消費者契約の条項に該当し無

効であるとしてその変更

- ③ ワールドワークスは、経営上必要と認めた場合、本件クラブの全部又は一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができるが、これにより会員の会費支払い義務が軽減・免除をされることはない旨を定める契約条項が、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとしてその変更

(2) 結果

平成29年8月25日、ワールドワークスは、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、(1)の申入れに係る契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成29年9月20日、消費者被害防止ネットワーク東海は、ワールドワークスに対し、申入れ終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

(法人番号：6180005007083)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ワールドワークス (法人番号：3180001044389)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

- (※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>